

共生型居宅介護  
共生型重度訪問介護

ナイス・ケア  
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サポート・ワン・サービスが開設する ナイス・ケア（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）に規定する共生型居宅介護、共生型重度訪問介護（以下「共生型居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理規程に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

(指定居宅介護の運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者や他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ナイス・ケア
- ② 所在地 愛知県津島市愛宕町四丁目113番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する共生型居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画等の作成等を行う。

(3) 従業者・・・2. 5名以上（常勤換算数）

従業者等は、共生型居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員・・・必要時間数の配置

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から日曜日までとする。

休業：8月13日～8月15日

12月29日～1月3日

(但し、日常生活上、支障が生じる場合調整可能な限りに於いてサービス提供を行う)

② 営業時間 9時00分から17時00分までとする。

③ サービス提供時間 8時00分～18時00分

(時間外の依頼に対しては、適宜、調整可能な限りサービス提供を行う)

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、津島市全域 愛西市全域 弥富市（五ノ三・五明・海老江・荷之上・上之割・中之割・下ノ割・西中地・東中地・前ヶ平・楽平・又八新田・佐古木新田・鎌倉新田・鯛浦）海部郡蟹江町（西之森・上川田・須成・須成西・今・平安・蟹江新町・源氏）あま市美和町（蜂須賀・丹波・森山・北苅・中橋・木田・篠田・小橋方・乙之子・花正・金岩）七宝町（下田・安松・川部・鷹居・鯉橋・下ノ森）

(1) 稲沢市氷室町・坂田町・目比町・今村町・平和町（塩川・東城・横池・平池・下三宅・中三宅・西光坊・法立）の区域とする。

(共生型居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 共生型居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 共生型居宅介護 ①身体介護(身体介護・通院介助) ②家事援助等(家事援助・通院介助)

(2) 共生型重度訪問介護 ①身体障害者

2 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(2) 共生型居宅介護 ①身体障害者

(3) 共生型重度訪問介護 ①身体障害者

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 第6条の通常の事業の実施地域以外の地域において共生型居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域(8km)を越える地点から片道1kmにつき100円

3 前三項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業員は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(利用の中止、変更)

第10条 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などにより、サービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した場合、事業所の申し出により、訪問の中止及び時間の変更を行う。その場合、利用者やその家族、関係機関へ報告を行う。

(ハラスメント〔セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント等〕に関する事項)

第11条 事業所は、適切な事業の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(迷惑行為に関する事項)

第12条 事業所は利用者または契約者やその家族が訪問介護員等の個人または事業所(者)に対し、社会通念上相当な範囲を超える行為を行った場合は、必要な措置を講じるものとする。

- ・威迫、脅迫、威嚇行為
- ・侮辱、人格を否定する言動
- ・プライバシー侵害行為
- ・保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰な補償の要求
- ・合理的理由のない事業所への謝罪要求や事業所(者)関係者への処罰要求
- ・訪問介護員等に対する暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等
- ・同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等、長時間の拘束、心理的苦痛や業務妨害に値する行為
- ・SNSやインターネット上での誹謗中傷

(虐待の防止について)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 3 成年後見制度の利用支援を行う。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者兼責任者を置く
- 5 苦情解決体制の整備

(身体拘束について)

第14条 事業所は、身体拘束の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における身体拘束の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について該当職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における身体拘束の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、該当職員その他の従事者に対し、身体拘束のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く

(衛生管理について)

第15条 事業所は、衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- 1 事業所における衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について該当職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための指針を整備する。
- 3 事業所において、該当職員その他の従事者に対し、衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、利用者に対して適切な共生型居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 (OJT/社内研修) 月1~4回程度  
(OFF-JT/社外研修) 年1回以上
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、共生型居宅介護等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社サポート・ワン・サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和06年04月01日から施行する